

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 鳥取県立しかの和泉荘の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務の委託
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
鶏等の移入禁止区域の指定の解除
米飯提供業者の登録
道路の位置の指定
- ◇公告 調理師試験の実施
狩猟講習会の実施
- ◇雑報 地方職員共済組合の昭和三十八年度決算の要旨

告示

鳥取県告示第五百十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条第一項の規定に基づき、鳥取県立しかの和泉荘

の利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を財団法人鳥取県福祉事業団に委託したので、同合同条第二項の規定により告示する。

昭和三十九年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して、検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
九月十一日	名和町	庄内検査場
〃 十二日	〃	旧奈和〃
〃 十四日	〃	庄内〃
〃 十五日	〃	旧奈和〃
〃 十六日	〃	下坪〃
〃 十九日	〃	〃

実施期日	実施区域	実施場所
九月 七日	九月 十日	溝口町 大坂検査場
〃 二十一日	〃 二十四日	〃 上代、畑池
〃 二十二日	〃 二十五日	〃 間地、福居、三部
〃 二十八日	十月 一日	〃 金屋谷、岩立
〃 二十九日	〃 二日	〃 宇代、宮原

鳥取県告示第五百十八号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）に基づき、昭和三十九年五月二十九日付け鳥取県告示第三百二十八号で行なつた鶏、あひるその死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和三十九年九月四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百十九号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年九月四日

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
米振第一六三号	昭三九、七、二〇	茂福 峯子 菊 五 郎		西伯郡名和町御来屋七九二	住所に同じ
〃 第一六四号	〃	泉 登美代 泉	屋	八〇二	〃
〃 第一六五号	〃	上野 仙市 小 屋	〃	九四五	〃
鳥振第二〇一号	〃	八、一四 黒見 治子 小 宝		鳥取市立川五丁目一七三	鳥取市東品治町一〇九の一六
〃 第二〇二号	〃	池内 広吉 高砂 旅館	〃	吉方二七七の一	住所に同じ

鳥取県告示第五百二十号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十九年八月二十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十九年九月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00300

ただし、郵送の場合は、10月2日付けの消印あるものは有効とする。

6 試験手数料
500円(鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。)

7 携行品

筆記用具、上ぞうり

8 その他

1 受験者は、当日午前8時30分までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。

2 合格者は、試験後10日以内に所轄保健所に指示するとともに、合格証書を交付する。

昭和39年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和39年9月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとする者。

する者。

ただし、昭和38年度狩猟講習会受講者で狩猟講習終了証明書を有する者は除く。

2 日時及び場所

9月28日午後1時 米子市久米町労働会館会議室

9月29日午前9時30分 倉吉市上井経済連会議室

9月30日午前9時30分 鳥取市東町県庁講堂

3 講習時間は5時間とし、講習終了後引き続き簡単な考查をする。

4 講習科目

1 狩猟に関する法令

2 狩猟鳥獣の判別

3 猟具の取扱

5 受講申込方法

所定の受講申込書に500円の鳥取県収入証紙をはりつけて受講日の10日前までに所轄の地方農林振興局長あて申込むこと。

なお狩猟期間内の講習会は、本年度は実施しない。

雑 報

地方職員共済組合定款第34条の規定に基づき昭和38年度決算の要旨を公表する。

昭和38年9月4日

地方職員共済組合 理事長 荻 田 保

1 組合に属する地方公共団体等

都道府県 46

(支部の数 477)

一部事務組合 9

計 55

2 組合員数、給料(俸給)額及び被扶養者数(年度末)

区 分	一 般	知 事	短 期	船 員 一 般	船 員 継 続	計
組 合 員 数	304,272	45	2	1,117	1	305,457
組 給 料 (俸 給) 額	8,712,764	4,950	212	27,785	28	8,745,739
(1人当たり給料額)						28,634
被 扶 養 者 数						574,219
(1人当たり被扶養者数)						1,88

00301

